

解禁日：有（令和 年 月 日） ・ 無

令和7年9月17日

報道関係者 様

守口市報道提供資料（職員の懲戒処分について）

本市職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

記

（事案1）

1 被処分者及び処分内容

所属	役職	処分事由	処分内容
市長部局	主査級	欠勤	減給10分の1（3か月）

2 処分日

令和7年9月16日

3 事案の概要

年次有給休暇を全て取得した後に、令和6年度に2日間と15分の欠勤が生じた。

4 処分理由

欠勤が生じたことは、重大な服務違反であり、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分の事由に該当する。また、過去にも欠勤で処分されていることを踏まえて懲戒処分を行った。

（事案2）

1 被処分者及び処分内容

所属	役職	処分事由	処分内容
教育委員会事務局	暫定再任用職員	諸給与の不適正受給	戒告

2 処分日

令和7年9月11日

3 事案の概要

通勤手当の不適正受給

4 処分理由

被処分者は、通勤方法を交通機関として届け出ているにもかかわらず、通勤方法の変更を届け出ることなく自転車で通勤し、通勤手当を不適正に受給した。

このような行為は、地方公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第 29 条第 1 項各号に該当するため懲戒処分を行った。

問合せ	守口市総務部人事課
電話	06-6992-1408 (直通)